

一般社団法人とりのはね 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人とりのはねと称する。

(目的)

第2条 当法人は、児童憲章及び児童福祉法の精神に基づき、子供の全面的発達を願い、併せてその保護者の働く権利を守ることを目的として次の事業を行う。

- (1) 保育園の設置・経営
- (2) 産休明けの保育の実践・研究
- (3) 保育に関する公的保障制度の充実・拡大を図るための事業
- (4) 地域・社会の保育環境・教育力向上を図るための事業
- (5) その他当法人の目的を遂行するために必要な事業

(主たる事務所)

第3条 当法人は、主たる事務所を 群馬県太田市藪塚町3949番地1 に置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社員及び会員

(会員、入会及び種別)

第5条 当法人の目的に賛同し、入会した者を会員とする。

2 当法人の会員となるためには、当法人所定の申込様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

3 当法人の会員は、次の2種とし、正会員の中から別に定める選出規程により選出され、社員総会の特別決議によって選ばれた者をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員 当法人の設置・経営する施設「とりのはね保育園」の入園児、卒園児の保護者

当法人の設置・経営する施設の職員

当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

(2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(会費等)

第6条 正会員は、社員総会で別に定める会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会で別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第7条 会員が次に掲げる事由に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 3年以上会費等を滞納したとき。
- (2) 総社員の同意があったとき。
- (3) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (4) 死亡又は会員である団体が解散したとき。
- (5) 除名されたとき。

2 会員は、前項により資格を喪失したときは退会するものとする。

3 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品はこれを返還しない。

(退会)

第8条 正会員及び賛助会員は、いつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員の除名については、当法人の会員が法人の名誉を毀損し、又は当法人の目的に反するような行為をしたとき等正当な事由があるときに限り、社員総会の決議を経て除名することができる。この場合は、除名した会員にその旨を通知することを要する。

(会員名簿)

第10条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2 当法人の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所又は会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

第3章 社員総会

(権限)

第11条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等
- (4) 入会金及び会費の額

- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

（招集）

- 第 12 条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。
- 2 定時社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき、代表理事がこれを招集する。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。
 - 3 社員総会を招集するには、会日より 1 週間前までに、各社員に対して招集通知を発するものとする。
 - 4 前項にかかわらず、社員総会は社員全員の同意があるときは、書面又は電磁的方法による議決権行使の場合を除き、招集手続を経ずに開催することができる。

（議長）

- 第 13 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会の定めた順位により、他の代表理事又は理事がこれに代わるものとする。

（決議の方法）

- 第 14 条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上が出席し、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 役員等の責任の一部免除
 - (4) 定款の変更
 - (5) 事業の全部の譲渡
 - (6) 解散及び解散後の継続
 - (7) 吸収合併契約及び新設合併契約の承認
 - 3 各社員は、各 1 個の議決権を有する。

（社員総会の決議の省略）

- 第 15 条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合において、

その提案に社員の全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(社員総会議事録)

第16条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席理事が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2 第15条の場合も、前項の議事録を作成する。

第4章 社員総会以外の機関

(社員総会以外の機関)

第17条 当法人には、理事、理事会及び監事を置く。

(理事及び監事の員数)

第18条 当法人には、理事3名以上5名以内及び監事1名を置く。

(理事及び監事の資格)

第19条 当法人の理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

(監事の職務権限)

第20条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令の定めるところにより監査報告を作成する。

2 監事はいつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、当法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事及び監事の任期)

第21条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(代表理事)

第22条 当法人に2名以内の代表理事を置き、理事会の決議によって選定する。

2 代表理事は、当法人を代表し、法人の業務を執行する。

(解任)

第 23 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(職員)

第 24 条 当法人に職員を若干名置く。

- 2 当法人の設置、経営する施設の長は理事会の決議を経て、代表理事が任免する。
- 3 施設長以外の職員は代表理事が任免する。

(顧問)

第 25 条 当法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は理事会の決議を経て代表理事が委託する。
- 3 顧問は理事会の諮問に応じ、理事会に助言を与える。

第 5 章 理事会

(権限)

第 26 条 理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職
- (4) 社員総会の日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定
- (5) 規則の制定、変更及び廃止

(招集)

第 27 条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。招集は理事会の日の 5 日前までに、各理事及び監事に対して通知しなければならない。ただし、理事及び監事の全員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

- 2 代表理事以外の理事は、代表理事に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 3 監事は、必要があると認めるときは、代表理事に対し、理事会の招集を請求することができる。

(議長)

第 28 条 理事会の議長は、代表理事が当たる。ただし、代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会の定めた順位により、他の代表理事又は理事がこれに代わる

ものとする。

(理事会の決議)

第 29 条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第 30 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(職務の執行状況の報告)

第 31 条 代表理事は、毎事業年度に 3 か月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(理事会議事録)

第 32 条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した代表理事（代表理事に事故若しくは支障があるときは出席理事）及び監事がこれに署名又は記名押印する。

(理事等の責任免除等)

第 33 条 当法人は、一般法人法第 114 条第 1 項の規定により、理事会の決議により、同法第 111 条第 1 項の行為に関する理事又は監事の責任を法令の限度において免除することができる。

第 6 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 34 条 本定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上の決議をもって変更することができる。

(解散)

第 35 条 当法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 社員が欠けたこと
- (3) 合併（合併により当法人が消滅する場合に限る。）

- (4) 破産手続開始の決定
- (5) その他法令で定める事由

(残余財産)

第 36 条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 1 7 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 37 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び予算)

第 38 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに次の書類を代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
 - 3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 39 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が当該事業年度に関する次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し又は提供しなければならない。

- (1) 事業報告及びその附属明細書
 - (2) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書
- 2 事業報告については、代表理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。
 - 3 貸借対照表及び損益計算書については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第 40 条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(特別の利益の禁止)

第 41 条 当法人は、当法人の会員、役員、職員、又はこれらの親族に対し、特別の利益を与えることができない。

- 2 当法人は、株式会社その他の営利事業を含む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与えることができない。ただし、公益社団法人又は公益財団法人に対し、当該法人が行う公益目的事業のために寄附その他の特別の利益を与える場合を除く。

第 8 章 附則

(委任)

第 42 条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(最初の事業年度)

第 43 条 当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。

(設立時社員の氏名及び住所)

第 44 条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

群馬県みどり市笠懸町阿左美 2 5 4 番地 2	佐々木 薫
群馬県桐生市相生町 5 丁目 6 3 番 1 号	森 弘昌
群馬県みどり市笠懸町阿左美 2 4 5 番地 3	岡田 太郎
群馬県みどり市笠懸町阿左美 2 0 2 番地 3	鈴木 洋介

(設立時の役員)

第 45 条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	佐々木 薫	森 弘昌	岡田 太郎
設立時代表理事	佐々木 薫		
設立時監事	鈴木 洋介		

(定款に定めのない事項)

第 46 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。